

石川県公報

令和4年3月25日(金曜日)

号 外

(第27号)

目 次

規 則	訓 令
○犀川ダム操作規則等の一部を改正する規則 (河川課) 1	○辰巳ダム操作細則の一部改正 (河川課) 1 ○犀川ダム操作細則の一部改正 (同) 2 ○内川ダム操作細則の一部改正 (同) 2

規 則

犀川ダム操作規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十五号

犀川ダム操作規則等の一部を改正する規則

(犀川ダム操作規則の一部改正)

第一条 犀川ダム操作規則(平成二十四年石川県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「金沢市上寺津発電所」を「金沢エナジー株式会社上寺津発電所」に改める。

(内川ダム操作規則の一部改正)

第二条 内川ダム操作規則(平成二十四年石川県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「金沢市新内川発電所」を「金沢エナジー株式会社新内川発電所」に改める。

(新内川ダム操作規則の一部改正)

第三条 新内川ダム操作規則(平成二十四年石川県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第九条中「金沢市企業局」の下に「、金沢エナジー株式会社」を加える。

第十五条中「及び金沢市企業局」を「、金沢市企業局及び金沢エナジー株式会社」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

訓 令

石川県訓令第3号

土 木 部

辰巳ダム操作細則(平成24年石川県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1石川県県央土木総合事務所の項中「金沢市泉本町6丁目」を「金沢市直江南2丁目」に改め、同表金沢市消防本部の項中「金沢市消防本部」を「金沢市消防局」に改め、同表金沢市企業局の項の次に次のように加える。

金沢エナジー株式会社	金沢市下本多町6番丁	加入電話
------------	------------	------

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

石川県訓令第4号

土 木 部

犀川ダム操作細則(平成24年石川県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1石川県県央土木総合事務所の項中「金沢市泉本町6丁目」を「金沢市直江南2丁目」に改め、同表金沢市消防本部の項中「金沢市消防本部」を「金沢市消防局」に改め、同表金沢市企業局の項の次に次のように加える。

金沢エナジー株式会社

金沢市下本多町6番丁

加入電話

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

石川県訓令第5号

土 木 部

内川ダム操作細則(平成24年石川県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1石川県県央土木総合事務所の項中「金沢市泉本町6丁目」を「金沢市直江南2丁目」に改め、同表金沢市消防本部の項中「金沢市消防本部」を「金沢市消防局」に改め、同表金沢市企業局の項の次に次のように加える。

金沢エナジー株式会社

金沢市下本多町6番丁

加入電話

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。